

上島町長及び上島町議会議員選挙

公費負担の手引き

(自動車、ポスター及びビラ)

上島町選挙管理委員会

はじめに

公費負担制度は、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や選挙の公平性が失われることを防ぐことを目的とし、候補者の選挙運動の費用を自治体が負担する制度です。

この度の制度拡大により、候補者は、一定の金額を限度として、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成を公費負担で行うことができます。ただし、供託物が没収される候補者には、この制度は適用されません。

目次

1 公費負担制度の概要	2
(1) 公費負担制度とは	2
(2) 公費負担の種類	2
(3) 対象となる候補者	2
(4) 公費負担の限度額	3
(5) 諸手続	5
2 公費負担の手続き	7
(2) 選挙運動用自動車の使用(ハイヤー・タクシー)	9
(2)-① 選挙運動用自動車の使用(自動車の借入れ)	10
(2)-② 選挙運動用自動車の使用(燃料代)	11
(2)-③ 選挙運動用自動車の使用(運転手)	12
(3) 選挙運動用ビラの作成	13
(4) 選挙運動用ポスターの作成	14
3 公費負担制度 Q & A	15
(1) 共通	18
(2) 選挙運動用自動車の使用(自動車の借入れ)	20
(3) 選挙運動用自動車の使用(燃料の供給)	24
(4) 選挙運動用自動車の使用(運転手の雇用)	25
(5) 選挙運動用ビラの作成	27
(6) 選挙運動用ポスターの作成	28
(7) 選挙運動用通常葉書の交付又は郵送	29
4 契約書及び各種様式(記載例)	31
① 契約書(参考例)	31
② 契約届出書	38
③ 確認申請書	42
④ 確認書	46
⑤ 証明書	50
⑥ 請求書・請求内訳書	56

I 公費負担制度の概要

(1) 公費負担制度とは

この制度は、町長選挙及び町議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、町が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

(2) 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度は、町の条例及び公職選挙法で上限等の基準が定められています。公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- ① 選挙運動用自動車の使用
- ② 選挙運動用ビラの作成
- ③ 選挙運動用ポスターの作成

(3) 対象となる候補者

この公費負担制度においては、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

供託物没収点

- ・町長選挙 供託物没収点＝有効投票総数÷10
- ・町議会議員選挙 供託物没収点＝(有効投票総数÷議員定数12名)÷10

(例)令和2年10月執行の上島町長選挙及び上島町議会議員選挙の場合

※議員定数は12名として試算

- ・町長選挙 供託物没収点＝有効投票総数÷10
460.2 = 4,602票÷10
- ・町議会議員選挙 供託物没収点＝(有効投票総数÷議員定数12名)÷10
38.525 = 4,623票÷12人÷10

※供託物没収点は小数点以下第4位切捨て

(4)公費負担の限度額

○選挙運動用自動車の使用

区分		内容等	限度額
1	一般運送契約 (ハイヤー等契約)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額(同一の日において1台に限る)	各日について 64,500 円
2	自動車の ① 借入れ	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額(同一の日において1台に限る)	各日について 16,100 円
	その他の契約 (一般運送 ② 燃料代 契約以外)	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700 円× 選挙運動日数
	運転手の ③ 雇用	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計金額 (同一の日において1人に限る)	各日について 12,500 円

※1の契約と2の契約は、どちらか選択となります。

※最大で1日あたりの限度額に告示日から選挙期日の前日までの5日間分を公費で負担します。

※選挙が無投票となった場合は、届出日(告示日)1日のみが対象になります。

○選挙運動用ビラの作成

選挙種別	作成限度枚数	限度額(単価)
町長選挙	5,000枚	7円73銭 (1枚あたり)
町議会議員選挙	1,600枚	

※1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とします。

※町選挙管理委員会が交付した証紙を貼った2種類以内の選挙運動用ビラの作成に係る費用のうち、

1枚あたりの単価限度額と作成限度枚数により算出されるビラ作成費用限度額の範囲内で公費負担をします。

※規格等：長さ29.7センチメートル、幅21.0センチメートル(A4版)以内

※頒布の方法：新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所

○選挙運動用ポスターの作成

内容等	作成限度枚数	限度額(単価)
選挙運動用ポスターの作成	ポスター掲示場数 (51 か所)	(541 円 31 銭×ポスター掲示場数 51+316,250 円)÷ポスター掲示場 数 51 ※1 円未満の端数がある場合には、 これを1 円とします。

【参考】

令和5年4月9日執行の愛媛県議会議員選挙のポスター掲示場 51 か所

ポスター1枚当たりの限度額単価=(541.31 円×51 か所+316,250 円)÷51 か所=6,743 円

【例1】選挙運動用ポスター100枚の作成を210,000円で契約した場合

1枚あたりの作成単価は、210,000 円÷100 枚=2,100 円になります。

この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、
2,100 円×51 枚=107,100 円が公費負担の対象となります。

この額を超える分は候補者の負担になります。

【例2】選挙運動用ポスター80枚の作成を560,000円で契約した場合

1枚あたりの作成単価は、560,000 円÷80 枚=7,000 円になります。

この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、
6,743 円×51 枚=343,893 円が公費負担の対象となります。

この額を超える分は候補者の負担になります。

(5) 諸手続

① 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

ア 届出先：上島町選挙管理委員会

イ 届出期日：契約が立候補届出の前の場合………立候補届出の時
契約が立候補届出の後の場合………契約締結後直ちに

ウ 添付書類：各業者等との契約書の写し

留意事項

- ・「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- ・契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限ります。

② 確認申請

下記アのうち**ビラとポスターについては、(1)の契約届出と同時に、確認申請が必要です。**
燃料代については、燃料の給油を行った後、確認申請をお願いします。

ア 確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代………金額の制限範囲内であることの確認
- ・選挙運動用ビラの作成………作成限度枚数の確認
- ・選挙運動用ポスターの作成………作成限度枚数の確認

イ 確認申請の方法

- ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・確認申請書には、すでに確認を受けた金額(枚数)を記載する必要上、申請書の写しまたは控えを保管してください。
- ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

ウ 確認申請書の提出先 上島町選挙管理委員会

エ 確認書の交付

- ・申請に基づき選挙管理委員会から交付します。
- ・交付を受けた確認書は直ちに業者に提出してください。
- ・確認書は契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

③ 使用(作成)証明書の交付

上記(1)の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用(作成)証明書」を作成し、契約業者等に交付(1部)しなければなりません。なお、この「使用(作成)証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

④ 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、町が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

ア 請求する際に必要な提出書類

			必要書類
選挙用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー・タクシー）		①請求書【様式第7号 その1】 ②請求内訳書（自動車運送契約）【様式第7号（別紙）その1】 ③選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第4号その1】
	上記以外の契約による場合	自動車の借入れ	①請求書【様式第7号 その1】 ②請求内訳書（自動車の借入れ）【様式第7号（別紙）その2】 ③選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第4号その1】
		燃料代	①請求書【様式第7号 その1】 給油伝票添付（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの） ②請求内訳書（燃料代）【様式第7号（別紙）その3】 ③選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第4号その2】 ④自動車燃料代確認書【様式第3号その1】
		運転手の報酬	①請求書【様式第7号 その1】 ②請求内訳書（運転手）【様式第7号（別紙）その4】 ③選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第4号その3】
選挙運動用ビラの作成			①請求書（選挙運動用ビラの作成）【様式第7号その2】 ②請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）【様式第7号（別紙）その5】 ③ビラ作成証明書【様式第5号】 ④ビラ作成枚数確認書【様式第3号その2】
選挙運動用ポスターの作成			①請求書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第7号その3】 ②請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第7号（別紙）その6】 ③ポスター作成証明書【様式第6号】 ④ポスター作成枚数確認書【様式第3号その3】

イ 請求書の提出の際の注意

- ・支払方法は口座振込で行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

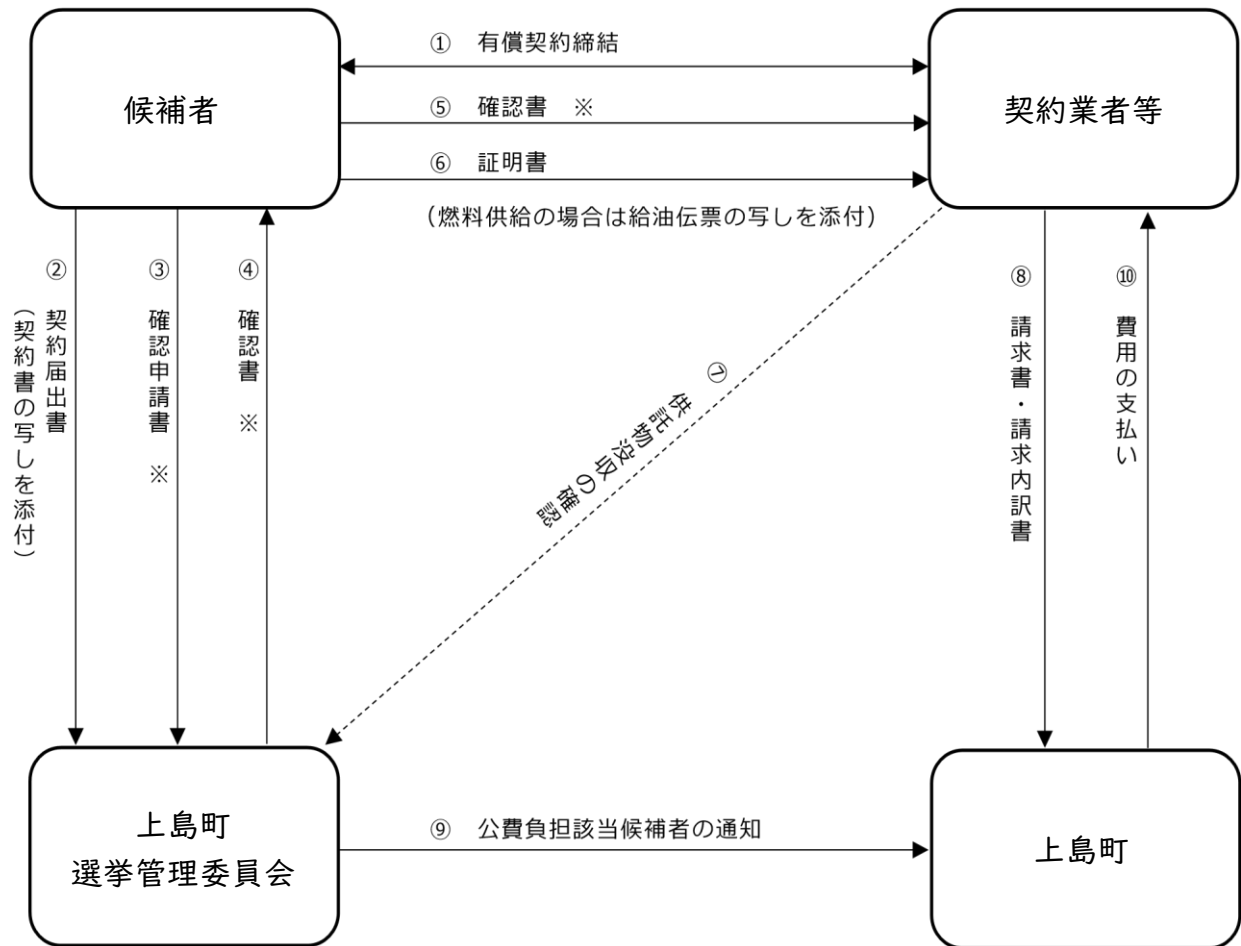
ウ 請求書の提出先

〒794-2592 上島町弓削下弓削210番地

上島町選挙管理委員会事務局（総務課内） 電話：0897-77-2504

2 公費負担の手続き

公費負担手続きのイメージ



※ 印の手続きは、燃料供給契約並びにビラ及びポスター作成契約の場合のみ必要となります。

立候補届出前に

【候補者と契約業者等】

- ① 有償契約の締結(契約書)

立候補届出時に

【候補者から町選管へ】

- ② 契約締結の届出

様式第1号 その1(自動車)
様式第1号 その2(ビラ)
様式第1号 その3(ポスター)
① 契約書の写し
様式第2号 その1(燃料)
様式第2号 その2(ビラ)
様式第2号 その3(ポスター)

※添付書類

- ③ 確認申請

【確認後、町選管から候補者へ】

- ④ 確認書の交付

様式第3号 その1(燃料)
様式第3号 その2(ビラ)
様式第3号 その3(ポスター)

【候補者から契約業者等へ】

- ⑤ 確認書の提出

様式第3号 その1(燃料)
様式第3号 その2(ビラ)
様式第3号 その3(ポスター)

選挙終了後

【候補者から契約業者等へ】

- ⑥ 証明書の提出

様式第4号 その1(自動車)
様式第4号 その2(燃料)
様式第4号 その3(運転手)
様式第5号(ビラ)
様式第6号(ポスター)

【契約業者等から町へ】

- ⑦ 費用の請求

様式第7号 その1(自動車)
・請求内訳書
(自動車運送契約) 様式第7号 (別紙) その1
(自動車の借入れ) 様式第7号 (別紙) その2
(燃料代) 様式第7号 (別紙) その3
(運転手) 様式第7号 (別紙) その4
様式第7号 その2(ビラ)
・請求内訳書
(ビラ) 様式第7号 (別紙) その5
様式第7号 その3(ポスター)
・請求内訳書
(ポスター) 様式第7号 (別紙) その6

※ 添付書類

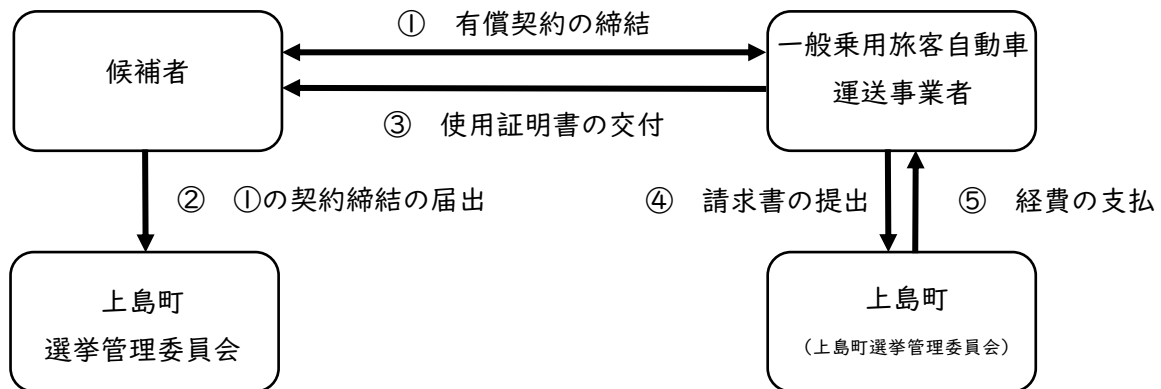
⑤確認書(燃料、ビラ及びポスターのみ)
⑥証明書、振込口座通帳の写し(口座番号、振込名義のわかる箇所)、給油伝票の写し(燃料代の場合)

(1) 選挙運動用自動車の使用(ハイヤー・タクシー)

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合)

○選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名
あらかじめ	☐ 契約書の写し ☐ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号その1】
請求の時	☐ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第4号その1】 ☐ 請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第7号その1】 ☐ 請求内訳書【様式第7号(別紙)その1】



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号その1】	①の契約書写し
契約履行後			
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号その1】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号その1】 請求内訳書【様式第7号(別紙)その1】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町⇒運送事業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることができません。

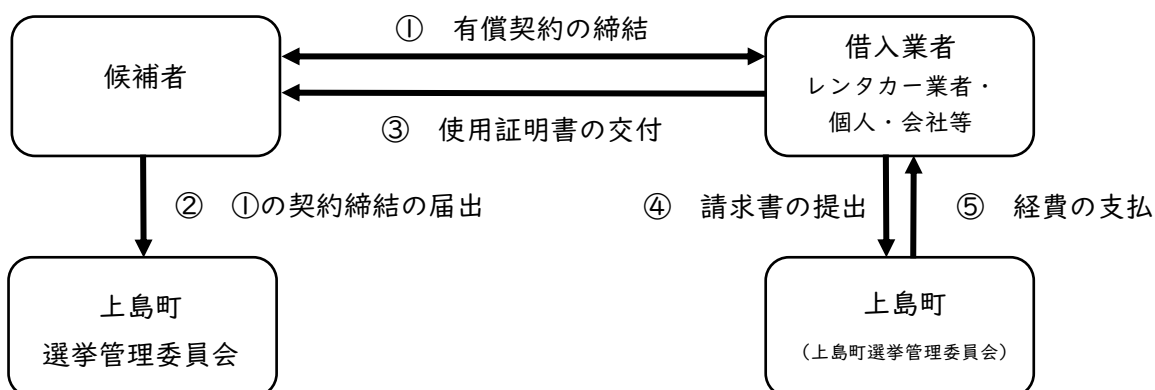
2 町に対する上記の請求については、上島町選挙管理委員会で受け付けます。

(2)－①選挙運動用自動車の使用(自動車の借入れ) ※個別契約

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の自動車の借入)

○選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名
あらかじめ	☐ 契約書の写し ☐ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号その1】
請求の時	☐ 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第4号その1】 ☐ 請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第7号その1】 ☐ 請求内訳書【様式第7号(別紙)その2(自動車の借入れ)】



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号その1】	①の契約 書写し
契約履行後			
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号その1】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号 その1】 請求内訳書 【様式第7号(別紙)その2(自動車の 借入れ)】	③の使用 証明書
⑤	経費の支払 (町⇒運送事業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることができません。

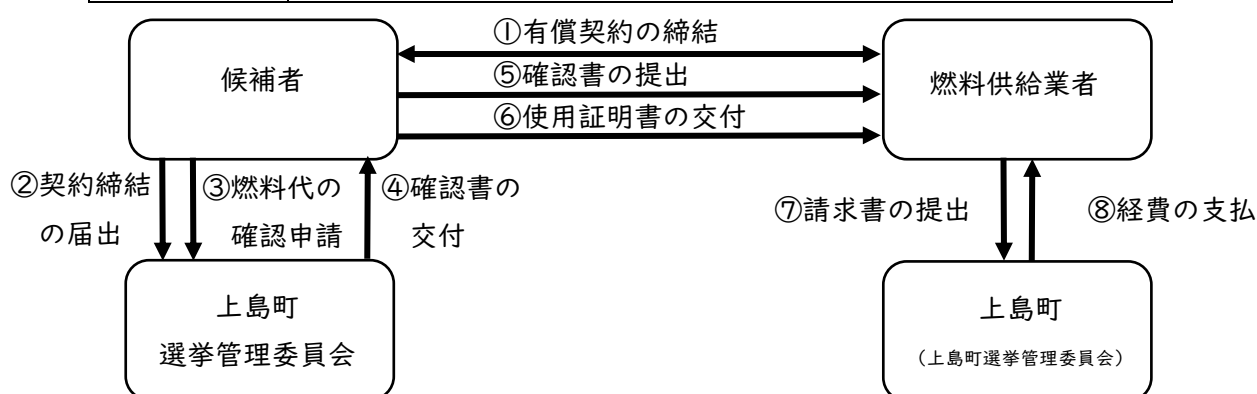
2 町に対する上記の請求については、上島町選挙管理委員会で受け付けます。

(2)－②選挙運動用自動車の使用(燃料代) ※個別契約

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代)

○選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名
あらかじめ	☐ 契約書の写し ☐ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号その1】
請求の前	☐ 選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第2号その1】
請求の時	☐ 選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第3号その1】 ☐ 選挙運動用自動車使用証明書(燃料)【様式第4号その2】 ☐ 請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第7号その1】 ☐ 請求内訳書【様式第7号(別紙)その3(燃料)】 ☐ 給油伝票の写し



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号その1】	①の契約書写し
燃料の供給後			
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第2号その1】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第3号その1】	③の使用証明書
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料)【様式第4号その2】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号その1】請求内訳書 【様式第7号(別紙)その3(燃料)】	④の確認書⑥の使用証明書給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (町⇒燃料供給業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることができません。

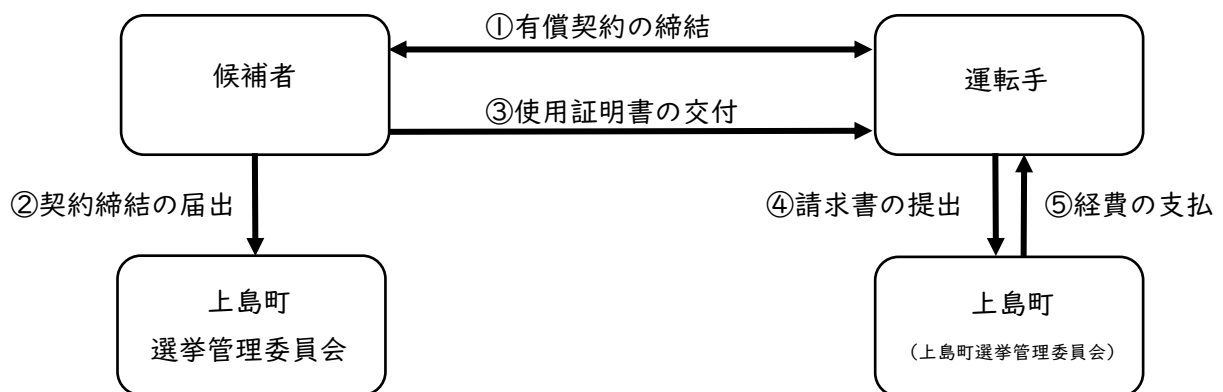
2 町に対する上記の請求については、上島町選挙管理委員会で受け付けます。

(2)－③選挙運動用自動車の使用(運転手) ※個別契約

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬)

○選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様 式 名
あらかじめ	☐ 契約書の写し ☐ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号その1】
請求の時	☐ 選挙運動用自動車使用証明書(運転手)【様式第4号その3】 ☐ 請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第7号その1】 ☐ 請求内訳書【第13号様式(別紙)その2(運転手)】



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車運転手契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号その1】	①の契約書写し
契約履行後			
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第4号その3】	
④	請求書の提出 (運転手⇒町)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号 その1】 請求内訳書 【様式第7号(別紙)その4(運転手)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町⇒運転手)		

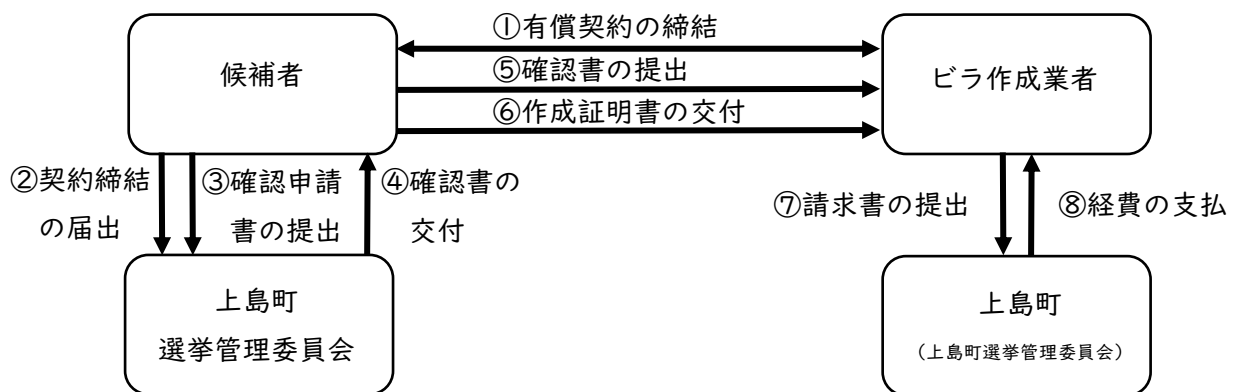
注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることができません。

2 町に対する上記の請求については、上島町選挙管理委員会で受け付けます。

(3) 選挙運動用ビラの作成

○選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名
あらかじめ	☐ 契約書の写し ☐ 選挙運動用ビラ作成契約届出書【様式第1号その2】
請求の前	☐ 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【様式第2号その2】
請求の時	☐ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第3号その2】 ☐ 選挙運動用ビラ作成証明書【様式第5号】 ☐ 請求書(選挙運動用ビラの作成)【様式第7号その2】 ☐ 請求内訳書【様式第7号(別紙)その5】



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第1号その2】	①の契約書写し仕様が記載された書面
納品後			
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第2号その2】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第3号その2】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書【様式第5号】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第7号その2】 請求内訳書【様式第7号(別紙)その5】	④の確認書 ⑥の作成証明書作成したビラの見本
⑧	経費の支払 (町⇒ビラ作成業者)		

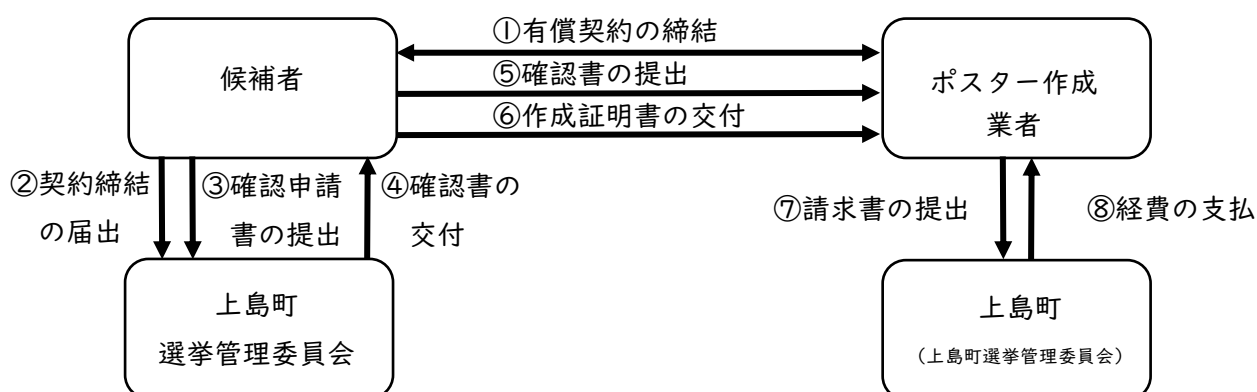
注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることができません。

2 町に対する上記の請求については、上島町選挙管理委員会で受け付けます。

(4) 選挙運動用ポスターの作成

○選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名
あらかじめ	☐ 契約書の写し ☐ 選挙運動用ポスター作成契約届出書【様式第1号その3】
請求の前	☐ 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【様式第2号その3】
請求の時	☐ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第3号その3】 ☐ 選挙運動用ポスター作成証明書【様式第6号】 ☐ 請求書(選挙運動用ポスターの作成)【様式第7号その3】 ☐ 請求内訳書【様式第7号(別紙)その6】



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第1号その3】	①の契約書写し仕様が記載された書面
納品後			
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第2号その3】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第3号その3】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書【様式第6号】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町)	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【様式第7号その3】 請求内訳書【様式第7号(別紙)その6】	④の確認書 ⑥の作成証明書作成したポスターの見本
⑧	経費の支払 (町⇒ポスター作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることができません。

2 町に対する上記の請求については、上島町選挙管理委員会で受け付けます。

3 公費負担制度 Q & A

このQ & Aは、上島町長選挙及び上島町議会議員選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するにあたり、その参考としていただくために作成したものです。

(1) 共通

- Q1：選挙運動費用のうち、公費負担される費用はどのようなものがあるのか。
- Q2：公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要があるのか。
- Q3：「法律で決まっている上限金額」で契約しようと思うが、問題があるか。
- Q4：選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度なのか。
- Q5：町に提出した公費負担に係る関係書類は、情報公開の対象となるのか。
- Q6：公費負担に関する届出書類に誤りがあることが分かった場合はどうすればよいか。
- Q7：公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがあるか。
- Q8：選挙中はとても忙しいため、書類を保管したり、契約内容を正確に把握したりすることが難しいのだが。

(2) 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

- Q9：公費負担の対象となるのはどのような自動車なのか。
- Q10：選挙運動用自動車として1台、選挙事務所の業務用に2台借りるのだが、3台とも公費負担の対象になるのか。
- Q11：レンタカー業者から選挙運動用自動車として様々な装備品等のオプションを付けたレンタカーを借りようと思っている。この場合、オプション等の付帯料金は、公費負担の対象となるのか。
- Q12：レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めて、借入代金として契約したいと思うが、この場合、全て公費負担の対象となるのか。
- Q13：選挙運動用自動車の借入れにあたり、借入れ初日の基本料金と2日目以降の基本料金とが異なる場合について、公費負担の対象となる金額はどのように算出すればよいか。
- Q14：選挙運動期間前から借入れしたのだが、その期間も含めた借入代金を公費負担請求することができるか。
- Q15：選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいか。
- Q16：月極（1ヶ月）契約により選挙運動用自動車を借入れた場合、公費負担請求の対象となる金額はいくらとなるのか。
- Q17：レンタカー業は、道路運送法第80条の許可を受けた者でなければ、業として有償で貸し渡しできないと聞いたが、選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできないのか。
- Q18：自分の親族の自動車を使用して選挙運動をしたが、公費負担の対象となるか。契約

は締結している。

Q19：レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約すればいいのか。

Q20：選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって、注意すべき点はあるか。

（３）選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）

Q21：選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となるのか。

Q22：選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象となるのか。

Q23：燃料補給は選挙運動期間中に何度も行うことになるが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいか。

Q24：2社以上のガソリンスタンドで選挙運動用自動車に給油したが、公費負担申請は2社分ともできるか。

Q25：投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油したが公費負担の対象となるか。

（４）選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

Q26：選挙運動用自動車の運転手に対する報酬は、すべて公費負担の対象となるのか。

Q27：契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっているが、この運転手の雇入れ費用は全額公費負担の対象となるのか。

Q28：選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となるのか。

Q29：契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象となるのか。

Q30：選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となるのか。

Q31：同一日に2人が運転した場合、公費負担及び報酬はどのようになるのか。

Q32：選挙運動用自動車の運転手の雇用について、法人と運転手派遣契約を締結したが、この場合、公費負担の対象となるのか。

Q33：選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となるのか。

（５）選挙運動用ビラの作成

Q34：公費負担の対象となるビラの上限枚数や上限単価はあるのか。

Q35：作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となるのか。

（６）選挙運動用ポスターの作成

Q36：選挙運動用ポスター作成費用は、すべて公費負担の対象となるのか。

Q37：選挙運動用ポスターと併せて、名刺やその他の印刷物も一括して印刷してもらったが、あわせて公費負担の対象費用となるのか。

Q38：イベント用のポスターと選挙運動用ポスターを一括発注したため、デザイン料・写真撮影費用について、公費負担対象外分と公費負担対象分を区分することが困難である。この場合、デザイン料・写真撮影費用をどのように区分すればよいか。

Q39：公費負担の対象となるポスターの上限枚数や上限単価はあるのか。

Q40：ポスター作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となるのか。

Q41：選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はあるのか。

(7) 選挙運動用通常葉書の交付又は郵送

Q42：選挙運動用葉書の交付又は郵送に当たって注意すべき点はあるのか。

Q43：通常葉書を路上で選挙人に手渡しすることは可能か。

(1) 共通

Q1 選挙運動費用のうち、公費負担される費用はどのようなものがあるのか。

次の費用が公費負担の対象となる。ただし、供託金を没収された候補者は、次の①～③については公費負担を受けることができない。(④は公選法上の制度のため無償)

①選挙運動用自動車の使用

(A) ハイヤー契約に基づく場合(運転手雇用、燃料代を含む一括契約)

◆自動車の一括契約に係る費用

(B) ハイヤー契約に基づかない場合(別々に契約する場合)

◆自動車の借入費用(レンタカー契約)

◆自動車の燃料代

◆運転手の雇用費用

※(A)と(B)の併用はできません。

②選挙運動用ポスターの作成

③選挙運動用ビラの作成

④選挙運動用普通葉書の郵送

※①～③については、業者等と有償による契約を書面にて締結する必要あり。

Q2 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要があるのか。

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成について候補者が公費負担の制度を利用するためには、契約相手方(業者等)と有償による契約を書面にて締結し、それを町選挙管理委員会に届出する必要がある。また、例として、自動車の借入れの場合では、契約書には次の①～⑥の内容が記載されている必要がある。

①有償契約であること。

②契約期間の記載があること。

③契約金額(内訳金額を含む)の記載があること。

④車両が特定(車種、登録番号等)されていること。

⑤契約年月日の記載があること。

⑥借受人が候補者であること。

なお、候補者と業者等で取り交わす書面については、必ずしも「契約書」という名称を有するものに限るものではなく、「借受書」、「賃渡証」、「承諾書」などの名称であっても、候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上明らかにされており、上記①～⑥の内容が具備されていれば、差し支えない。

Q3 「法律で決まっている上限金額」で契約しようと思うが、問題があるか。

法律は、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものである。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度であるので、契約内容(金額、数量)の妥当性等について説明できるよう、適正な契約を行っていただく必要がある。

Q4

選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度なのか。

公費負担制度は、法律で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではない。実際に要した費用が上限額を超えている場合は、上限額を公費負担するが、上限額に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担することとなる。

Q5

町に提出した公費負担に係る関係書類は、情報公開の対象となるのか。

町に提出された公費負担に係る関係書類は、原則全て情報公開の対象となる。

Q6

公費負担に関する届出書類に誤りがあることが分かった場合はどうすればよいのか。

届出書類に誤り等がある場合は、ただちにその旨を町選挙管理委員会に届け出る必要がある。

Q7

公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがあるか。

納品書、明細を記載した見積書などは、保管しておいていただくことで、公費負担の請求時などの際、手続きがスムーズとなる。なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車番など必要事項が記載された給油伝票（写し）の添付が義務付けられている。

Q8

選挙中はとても忙しいため、書類を保管したり、契約内容を正確に把握したりすることが難しいのだが。

契約内容を正確に把握しておくことは、適正な公費負担請求のために必要となる。納品書等の書類は、事実関係を証明するための大切な書類であり、特に、選挙運動自動車の燃料代の請求時には、後段の（３）選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）のQ23を参照いただきたい。

(2) 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

Q9 公費負担の対象となるのはどのような自動車なのか。

主として選挙運動のために使用され、町選挙管理委員会の定める表示をした自動車であり、候補者1人につき1台となる。

Q10 選挙運動用自動車として1台、選挙事務所の業務用に2台借りるのだが、3台とも公費負担の対象になるのか。

公費負担対象は選挙運動用自動車1台分であるため、その他の自動車は対象とならない。

Q11 レンタカー業者から選挙運動用自動車として様々な装備品等のオプションを付けたレンタカーを借りようと思っている。この場合、オプション等の付帯料金は、公費負担の対象となるのか。

(例) 付帯料金

免責補償料（任意加入）1,200円/日 特別装備料（予備バッテリー）1,500円/日 装備品使用料（ルーフキャリア）1,300円/日 保険補償以外のサービスに係る保険料500円/日

公費負担の対象は車両本体であるため、レンタカー業者から借入れする場合、業者が国土交通省に届け出をしている「基本料金」部分が対象となる。

なお、一般的にレンタカー業者の「基本料金」には、車両本体と保険補償（対人、対物等の保険）の料金が含まれている。

したがって、上記事例のように別途、免責補償料を任意で契約し、支払う場合や、看板を取り付けるために借り受けたルーフキャリアなどの装備品使用料等の付帯料金は公費負担の対象とはならない。

※免責補償制度・・・基本料金以外に、別途、免責補償料を支払うことにより、事故の際に免責額が免除される制度。

Q12 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めて、借入代金として契約したいと思うが、この場合、全て公費負担の対象となるのか。

車両本体のみが公費負担対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象とならない。車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要がある。契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要となる。

選挙運動用自動車の借入れにあたり、借入れ初日の基本料金と2日目以降の基本料金とが異なる場合について、公費負担の対象となる金額はどのように算出すればよいか。

例：基本料金（初日24時間まで）12,000円

（2日目以降1日につき）8,000円

<例>契約期間4/1～4/9（9日間）の場合（契約金額76,000円）

月日	4/1	4/2	4/3 告示日	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8 選挙期日	4/9
選挙運動期間			← 選挙運動期間（5日間） →						
借入期間契約等			← 公費負担請求可能期間（5日間） →						
	← 実際の借入期間（9日間） →								
基本料金	12,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000

公費負担の対象となる金額は、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として実際に使用した各日について、その使用に要した金額の合計額となる。

公費負担の対象となる期間は、選挙運動期間内に限られており、それ以外の期間の借入代金は公費負担の対象外となる。

したがって、事例の場合は、選挙運動期間中の4月3日から4月7日までの5日分の基本料金の合計金額40,000円（8,000円×5日）が公費負担の対象となる。

※公費負担の1日あたりの上限額は、16,100円

Q14

選挙運動期間前から借入れしたのだが、その期間も含めた借入代金を公費負担請求することができるか。

公費負担対象の期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間である。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できない。※無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となる。

Q15

選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいか。

選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載するものである。

選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになる。ただし、公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となる。

（（2）選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）Q13・Q14参照）

Q16

月極（１ヶ月）契約により選挙運動用自動車を借入れた場合、公費負担請求の対象となる金額はいくらとなるのか。

（例）月極契約金額１５５，０００円（契約期間３１日間）

自動車借入れに対する公費負担制度については、１日あたりの借入金額に対し、公費を負担する制度となっているため、契約にあたっては、１日あたりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要がある。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することとなる。

しかしながら、１ヶ月で〇〇万円といったように、１日あたりの借入金額を設定せずに契約をしている場合には、契約金額を契約日数で除して算出した１日あたりの金額（１６，１００円を超える場合は、１６，１００円）について、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となる。

したがって、事例の場合は、契約金額１５５，０００円を契約日数の３１日で除して算出した１日あたりの金額５，０００円について、選挙運動期間中に使用した日数を乗じた金額が公費負担の対象となる。

Q17

レンタカー業は、道路運送法第８０条の許可を受けた者でなければ、業として有償で貸し渡してできないと聞いたが、選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできないのか。

公費負担制度上、自動車の借入れについては、次の①及び②に該当する場合を除き、契約の相手方の条件は規定されていない。

①候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く。）からの借入れ

②ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

一方、道路運送法第８０条では「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない」と規定されており、当該許可を受けていない者と契約する場合、貸し主の状況によっては、道路運送法第８０条に抵触する恐れがある。

※道路運送法（抜粋）

（有償貸渡し）

第８０条 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。

２ 国土交通大臣は、自家用自動車の貸渡しの態様が自動車運送事業の経営に類似していると認める場合を除くほか、前項の許可をしなければならない。

Q18

自分の親族の自動車を使用して選挙運動をしたが、公費負担の対象となるか。契約は締結している。

生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象とならない。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となる。

※親族とは、６親等内の血族・配偶者・３親等内の姻族をいう。

Q19

レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約すればいいのか。

契約金額は、契約当事者の合意により定められるものとなる。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度となるので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について説明できるように適切な契約を行う必要があります。なお、レンタカー業の許可業者でない者から借入れする場合、Q17 を参照してください。

Q20

選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって、注意すべき点はあるか。

契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送業を営営する者」に限られる。

(3) 選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）

Q21 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となるのか。

選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となる。（選挙運動用自動車が自家用車の場合も対象となる。）

ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と上限額（7,700円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額）を比較していずれか低い方の金額となる。

Q22 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象となるのか。

選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となるため、選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代は公費負担の対象にならない。

Q23 燃料補給は選挙運動期間中に何度も行うことになるが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいか。

公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられているので、必ず、選挙運動自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておく必要がある。

なお、給油伝票には①給油日、②給油量、③車番（4桁部分）、④給油金額が記載されていることが必要である。

Q24 2社以上のガソリンスタンドで選挙運動用自動車に給油したが、公費負担申請は2社分ともできるか。

公費負担できる上限の範囲内で申請が可能である。（2社あわせた金額と上限額を比較して少ない方になる。）ただし、燃料供給契約が書面により締結されていることが必要となる。

Q25 投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油したが公費負担の対象となるか。

公費負担の対象は、選挙運動期間内（告示日から投票日前日まで）となるため、公費負担の対象とならない。

（４）選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

Q26 選挙運動用自動車の運転手に対する報酬は、すべて公費負担の対象となるのか。

選挙運動期間中、選挙運動用自動車の運転手を雇用する費用（報酬）であり、候補者１人につき１日１人に限り公費負担の対象となる。（１日あたりの上限額１２，５００円）なお、候補者は、運転手個人と契約する必要がある。（選挙運動用自動車が自家用車の場合も対象となる。）

また、運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となる。

Q27 契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっているが、この運転手の雇入れ費用は全額公費負担の対象となるのか。

運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となる。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象とならない。

Q28 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となるのか。

選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となる。したがって、選挙運動期間以外の運転は対象とならない。

Q29 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象となるのか。

運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転した場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となる。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は、公費負担の対象とはならない。

Q30 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となるのか。

例）選挙運動期間３月２２日～３月２６日（５日間）

A氏３月２２日～３月２４日までの３日間で運転契約

B氏３月２５日～３月２６日までの２日間で運転契約

公費負担の対象は、１日あたり運転手１人となる。

上記事例の場合のように、同一日に運転業務が重ならない場合、A氏、B氏のいずれもが、公費負担の対象となる。なお、A氏、B氏とそれぞれと契約する必要がある。

しかし、同一日に２人以上の運転手と契約した場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となる。

Q31 同一日に２人が運転した場合、公費負担及び報酬はどのようなになるのか。

公費負担の対象は１人であるため、２人目については公費負担の対象とはならない。

２人目の運転手の報酬については、労務者としての報酬の支払い、運転手雇用契約による報酬の支払い、また、選挙運動員による無報酬などが考えられる。

Q32

選挙運動用自動車の運転手の雇用について、法人と運転手派遣契約を締結したが、この場合、公費負担の対象となるのか。

運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となる。

法人との運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象とはならない。

なお、ハイヤー契約（道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」と自動車借入、燃料の供給、運転手の雇用を一括で契約）の場合は法人と契約ができる。（（2）選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）〔Q20〕参照）

Q33

選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となるのか。

候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象とはなりません。

※親族とは、6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族をいいます。

(5) 選挙運動用ビラの作成

Q34 公費負担の対象となるビラの上限枚数や上限単価はあるのか。

公費負担の対象となるビラの上限枚数は、公職選挙法で定められた頒布可能枚数と同じ。

◆上限枚数 町長選 5, 000枚 町議選 1, 600枚

◆上限単価 7円73銭/枚

Q35 作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となるのか。

上記の場合、全額を公費負担できない場合がある。

「上限枚数×上限単価」で求められる金額が公費負担の上限額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに上限が定められている。

公費負担額の計算は、上限枚数、上限単価を実際の作成枚数、作成単価とそれぞれ比較して低い方をかけあわせたものとなる。

具体的には、次のとおり。

〔例〕町議選の場合

①上限枚数 1, 600枚 ②上限単価 7円73銭

③作成枚数 1, 700枚 ④作成単価 7円

《正しい計算方法》

(公費負担の対象枚数) → 上限枚数と作成枚数を比較し、少ない方

①、③の少ない方・・・1, 600枚 (A)

(公費負担の対象単価) → 上限単価と作成単価を比較し、低い方

②、④の低い方・・・7円 (B)

(公費負担額) → 対象枚数に対象単価を乗じる。

(A) × (B) = 11, 200円

《誤った計算方法》

「上限枚数×上限単価」で算出される額、12, 368円 (1, 600枚×7円73銭) を上限額と誤解し、11, 900円 (1, 700枚×7円) を公費負担額と誤って算出。

(6) 選挙運動用ポスターの作成

Q36 選挙運動用ポスター作成費用は、すべて公費負担の対象となるのか。

ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となる。例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられる。ただし、金額、作成枚数には上限がある。((5) 選挙運動用ポスターの作成〔Q39〕参照)

Q37 選挙運動用ポスターと併せて、名刺やその他の印刷物も一括して印刷してもらったが、あわせて公費負担の対象費用となるのか。

選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象となる。

名刺など選挙運動用ポスター以外の印刷費用は、公費負担の対象とはならない。

Q38 イベント用のポスターと選挙運動用ポスターを一括発注したため、デザイン料・写真撮影費用について、公費負担対象外分と公費負担対象分を区分することが困難である。この場合、デザイン料・写真撮影費用をどのように区分すればよいか。

本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明のできる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要となる。例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、イベント用ポスターと選挙運動用ポスターの作成枚数を用いて、デザイン料金を按分することなどが考えられる。

Q39 公費負担の対象となるポスターの上限枚数や上限単価はあるのか。

上限枚数や上限単価については、当該選挙区（当該選挙が行われる区域）内のポスター掲示場数を用いて算出する。上限枚数の算出方法は次のとおり。

上限枚数＝当該選挙区のポスター掲示場数 51 枚（予定）

また上限単価の算出方法は次のとおり。

（541 円 31 銭 × ポスター掲示場数（51 枚） + 316, 250 円）

÷ ポスター掲示場数（51 枚）＝ 6, 743 円（1 円未満の端数は切上げ）

Q40 ポスター作成費用の契約金額が「上限枚数 × 上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となるのか。

上記の場合、全額を公費負担できない場合がある。

「上限枚数 × 上限単価」で求められる金額が公費負担の上限額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに上限が定められている。公費負担額の計算は、上限枚数、上限単価を実際の作成枚数、作成単価とそれぞれ比較して低い方をかけあわせたものとなる。

Q41 選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はあるのか。

ポスター作成枚数については、法令上の制限はない。

ただし、公費負担の対象となる作成枚数は、Q4 のとおり、上限枚数が定められている。

なお、作成枚数は、原則として候補者が必要とする枚数を決定するものである。

(7) 選挙運動用通常葉書の交付・郵送

Q42 選挙運動用葉書の交付又は郵送に当たって注意すべき点はあるのか。

候補者は、選挙運動のために通常葉書を無料で頒布することができる。

使用できる枚数は、町長選2, 500枚、町議選800枚までと定められている。

通常葉書の交付は、郵便事業株式会社の支社長が指定する支店で葉書の交付を受ける方法又は手持ちの通常葉書(私製を含む。)に郵便事業株式会社で選挙用の表示を受けて、選挙郵便物にあてる方法がある。

差し出す場合は、直接ポストへ入れないで、必ず「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて配達事務を取り扱う郵便局の窓口へ差し出す必要があり、ポストに入れると配達されないので注意すること。

Q43 通常葉書を路上で選挙人に手渡しすることは可能か。

通常葉書の頒布は、郵送に限られているため、郵便局の窓口から発送することになる。

通常葉書を路上等で手渡しすることは、公職選挙法により禁止されている。

4 契約書及び各種様式(記載例)

※契約書については見本

目次

①契約書（参考例）	31
②契約届出書	38
③確認申請書	42
④確認書	46
⑤証明書	50
⑥請求書・請求内訳書	56

①契約書（参考例）

（候補者 ←→ 業者等）

29 選挙運動用自動車一般運送契約書

30 選挙運動用自動車賃貸借契約書

31 選挙運動用自動車運転手雇用契約書

32 選挙運動用自動車燃料供給契約書

33 選挙運動用ビラ作成契約書

34 選挙運動用ポスター作成契約書

選挙運動用自動車一般運送契約書

令和6年11月3日執行予定の上島町 選挙候補者 百貫 島子（以下甲という。）と鶴島運送株式会社 代表取締役社長 鶴島 亀美（以下乙という。）は選挙運動用自動車の一般運送について次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第141条の規定に基づき、選挙運動のために使用

2 車種及び登録番号

小型乗用自動車 愛媛12 あ 3456

3 台数

※立候補届出の日（告示日）から選挙期日の前日まで=選挙運動期間を記載

4 使用期間

令和6年10月29日から令和6年11月2日までの 5日間

5 契約金額

¥315,000円（1日あたり 63,000円、税込）

6 運行上の注意義務

乙は、甲の指示に従い本件車両の運行を行い、甲は、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき上島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、上島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

8 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。

令和 6年10月 4日

※契約日は告示日前でも可能

甲 上島町 選挙候補者
住 所 愛媛県越智郡上島町弓削百貫 9999
氏 名 百貫 島子 印

乙 住 所 愛媛県上島町生名 9999
名 称 鶴島運送株式会社
氏 名 代表取締役社長 鶴島 亀美 印

選挙運動用自動車賃貸借契約書

令和6年11月3日執行予定の上島町 選挙候補者 百貫 島子（以下甲という。）と株式会社平内島レンタカー 代表取締役 平内 春子（以下乙という。）は選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第141条の規定に基づき、選挙運動のために使用

2 車種及び登録番号

小型乗用自動車 愛媛12 あ 3456

3 台数

※立候補届出の日（告示日）から選挙期日の前日まで=選挙運動期間を記載

4 使用期間

令和6年10月29日から令和6年11月2日までの 5日間

5 契約金額

¥ 円（1日あたり 円、税込）

6 運行上の注意義務

甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うほか、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき上島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、上島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

8 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。

令和 6年10月 4日

※契約日は告示日前でも可能

甲 上島町 選挙候補者
住 所 愛媛県越智郡上島町弓削百貫 9999
氏 名 百貫 島子 印

乙 住 所 愛媛県越智郡上島町生名 9999
氏 名 株式会社平内島レンタカー
代表取締役 平内 春子 印

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

令和6年11月3日執行予定の上島町 選挙候補者 百貫 島子（以下甲という。）と
三ツ小島 三郎（以下乙という。）は、甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自
動車の運転手の雇用について次のとおり契約を締結する。

1 雇用目的

甲は、上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、
選挙運動のために使用する自動車の運転のため乙を雇用する。

2 運転する期間

令和6年10月29日から令和6年11月2日までの 5日間

原則として毎日 午前 時 分から午後 時 分まで

3 契約金額

¥60,000円（1日あたり 12,000円、税込）

4 運転する自動車の車種及び登録番号

小型乗用自動車 愛媛12 あ 3456

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、上島町の議会の議員及び長の選挙における選
挙運動の公費負担に関する条例に基づき上島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手
続を遅滞なく行わなければならない。

なお、上島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速や
かに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、
契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。

令和 6年10月 5日

※契約日は告示日前でも可能

甲	上島町	選挙候補者
住 所	愛媛県越智郡上島町弓削百貫 9999	
氏 名	百貫 島子	印
乙	住 所	愛媛県越智郡上島町弓削佐島 9999
氏 名	三ツ小島 三郎	印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

令和6年11月3日執行予定の上島町 選挙候補者 百貫 島子（以下甲という。）と株式会社 江ノ島石油 代表取締役 江ノ島 太郎（以下乙という。）は選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間

令和6年10月29日から令和6年11月2日までの 5日間

2 供給場所

所在地 愛媛県越智郡上島町魚島三番耕地

名 称 株式会社江ノ島石油

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号

小型乗用自動車 愛媛12 あ 3456

4 燃料の種類

レギュラーガソリン

5 契約金額

1リットル当たり 170円（税込）とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき上島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、上島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

8 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保有する。

令和 6年10月 6日

※契約日は告示日前でも可能

甲 上島町 選挙候補者
住 所 愛媛県越智郡上島町弓削百貫 9999
氏 名 百貫 島子 印

乙 住 所 愛媛県越智郡上島町魚島三番耕地 9999
名 称 株式会社 江ノ島石油
氏 名 代表取締役 江ノ島 太郎 印

選挙運動用ビラ作成契約書

令和 6 年 1 月 3 日執行予定の上島町 議会議員 選挙候補者 百貫 島子 (以下甲という。)と 津波島印刷株式会社 代表取締役 津波 次郎 (以下乙という。)は、選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

1 品 名

公職選挙法第 142 条に定めるビラ

2 数 量

2,000 枚

3 契約金額

¥ 15,000 円 (税込単価 7 円 50 銭)

4 納入期限

令和 6 年 10 月 18 日

※納入期限は告示日前でも可能。ただし、契約日以降の日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき上島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、上島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通保有する。

令和 6 年 10 月 6 日

※契約日は告示日前でも可能

甲	上島町	選挙候補者
	住 所	愛媛県越智郡上島町弓削百貫 9999
	氏 名	百貫 島子 印
乙	住 所	愛媛県越智郡上島町岩城 9999
	名 称	津波島印刷株式会社
	氏 名	代表取締役 津波 次郎 印

選挙運動用ポスター作成契約書

令和 6 年 1 1 月 3 日執行予定の上島町 選挙候補者 百貫 島子 (以下甲という。)
と 津波島印刷株式会社 代表取締役 津波 次郎 (以下乙という。) は選挙運動用ポスターの
作成について次のとおり契約を締結する。

1 品 名

公職選挙法第 143 条に定めるポスター

2 数 量

60 枚

3 契約金額

¥ 396,000 円 (税込単価 6,600 円 00 銭)

4 納入期限

令和 6 年 10 月 18 日

※納入期限は告示日前でも可能。ただし、契約日以降の日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき上島町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、上島町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通保有する。

令和 6 年 10 月 6 日

※契約日は告示日前でも可能

甲 上島町
住 所
氏 名

選挙候補者
愛媛県越智郡上島町弓削百貫 9999
百貫 島子 印

乙 住 所
名 称
氏 名

愛媛県越智郡上島町岩城 9999
津波島印刷株式会社
代表取締役 津波 次郎 印

②契約届出書

(候補者 ←→ 上島町選挙管理委員会)

※①の契約書写しを添付してください

35 選挙運動用自動車の使用の契約届出書(様式第1号 その1)

36 ビラ作成契約届出書(様式第1号 その2)

37 ポスター作成契約届出書(様式第1号 その3)

届出の時期

立候補の届出前に契約が締結された場合には立候補届出時に、立候補の届出後に契約が締結された場合には契約締結後直ちに届け出てください。

告示日から選挙期日前日までの日付

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和6年10月29日

上島町選挙管理委員会委員長 様

令和6年11月3日執行 上島町
候補者氏名 百貫 島子

選挙

記

戸籍名。通称不可

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー方式）

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 〔法人にあっては所在地、 名称及び代表者の氏名〕	契 約 内 容		備 考
		運 送 契 約 期 間	運 送 契 約 金 額	
令和○年 月 日		10月29日から 11月2日まで	円	

2 1に掲げる場合以外の場合（個別方式）

契約書と同一の内容を記載すること

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 〔法人にあっては所在地、 名称及び代表者の氏名〕	契 約 内 容		備 考
			借 入 期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	令和○年 月 日	愛媛県越智郡上島町生名 9999 株式会社平内島レンタカー 代表取締役 平内 春子	10月29日 から 11月2日 まで	円	
運転手の 雇用	令和○年 月 日	愛媛県越智郡上島町弓削佐島 9999 三ツ小島 三郎	10月29日 から 11月2日 まで	60,000 円	
	年 月 日		月 日 から 月 日 まで	円	
燃料代	令和○年 月 日	愛媛県越智郡上島町魚島三番耕地 9999 株式会社 江ノ島石油 代表取締役 江ノ島 太郎	愛媛12 あ3456	21,000 円 （※見込額）	単価1L 当たり 170 円
	年 月 日			円 （※見込額）	単価1L 当たり 円

備考

- この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に1L当たりの契約単価を記載してください。（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）

告示日から選挙期日前日までの日付

ビラ作成契約届出書

下記のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和6年10月29日

上島町選挙管理委員会委員長 様

令和6年11月3日執行 上島町 議会議員 選挙

候補者氏名 百貫 島子

契約書と同一の内容を記載すること

記

戸籍名。通称不可

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 〔法人にあっては所在地、 名称及び代表者の氏名〕	契 約 内 容		備 考
		作 成 契 約 枚 数	作 成 契 約 金 額	
令和6年 10月6日	愛媛県越智郡上島町岩城 9999 津波島印刷株式会社 代表取締役 津波 次郎	2,000枚	15,000円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考：この届出書には、契約書の写しを添付してください。

実際に作成する契約枚数を記入

告示日から選挙期日前日までの日付

ポスター作成契約届出書

下記のとおりポスター作成契約を締結したので届け出ます。

令和 6 年 1 0 月 2 9 日

上島町選挙管理委員会委員長 様

令和 6 年 1 1 月 3 日執行 上島町 選挙

候補者氏名 百貫 島子

契約書と同一の内容を記載すること

記

戸籍名。通称不可

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 〔法人にあっては所在地、 名称及び代表者の氏名〕	契 約 内 容		備 考
		作 成 契 約 枚 数	作 成 契 約 金 額	
令和 6 年 1 0 月 6 日	愛媛県越智郡上島町岩城 9999 津波島印刷株式会社 代表取締役 津波 次郎	6 0 枚	3 9 6 , 0 0 0 円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備 考 ： この届出書には、契約書の写しを添付してください。

実際に作成する契約枚数を記入

③確認申請書

(候補者 → 上島町選挙管理委員会)

38 自動車燃料代確認申請書(様式第2号 その1)

39 ビラ作成枚数確認申請書(様式第2号 その2)

40 ポスター作成枚数確認申請書(様式第2号 その3)

「選挙運動用自動車燃料代」「ビラ作成枚数」「ポスター作成枚数」については、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

様式第2号（第3条関係）（その1）
（個別方式のみ）

告示日から選挙期日前日までの日付

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和6年 10月30日

上島町選挙管理委員会委員長 様

令和6年11月3日執行 上島町

選挙

候補者氏名 百貫 島子

戸籍名。通称不可

1 契約年月日 令和 6年10月 6日

2 契約の相手方 住所（所在地） 愛媛県越智郡上島町魚島二番耕地 9999

氏名

株式会社 江ノ島石油

契約書と同一の内容を記載すること

（名称及び代表者の氏名） 代表取締役 江ノ島 太郎

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

愛媛12 あ3456

4 確認申請金額 ￥ 5,100 円（◎の金額）

金額は一致する

区 分	購 入 金 額（※1）	左のうち確認済又は 確認申請金額（※2）
前回までの累積金額（a）	8,500 円	8,500 円
今回の購入金額（b）	5,100 円	◎ 5,100 円
燃 料 代 計(a) + (b)	13,600 円	13,600 円
備 考		

備 考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から上島町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。
- ※1の欄は、公費負担であると否とを問わず全ての燃料代について、※2の欄は、そのうちの公費負担として確認され、又は確認申請した金額について記載してください。
- 上記の全ての金額は、消費税を含んだ金額を記載してください。

告示日から選挙期日前日までの日付

様式第2号（第3条関係）（その2）

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラの作成枚数につき、上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

上島町選挙管理委員会委員長 様

令和6年11月3日執行 上島町 議会議員 選挙
候補者氏名 百貫 島子

1 契約年月日 令和 6年10月 6日

2 契約の相手方 住所（所在地） 愛媛県越前郡上島町岩城 9999

氏名 津波島印刷株式会社

（名称及び代表者の氏名） 代表取締役 津波 次郎

町長：5,000枚以内
町議：1,600枚以内

戸籍名。通称不可

契約書と同一の内容を記載すること

3 確認申請枚数 51 枚（◎の欄の枚数）

枚数は一致する

区 分	作 成 枚 数（※1）	左のうち確認済又は 確認申請枚数（※2）
前回までの累積枚数(a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数(b)	1,600 枚	◎ 1,600 枚
枚 数 計(a) + (b)	1,600 枚	1,600 枚
備 考		

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとについて別々に候補者から上島町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- ※1の欄は、公費負担であると否とを問わず全ての作成枚数について、※2の欄は、そのうちの公費負担として確認され、又は確認申請した作成枚数について記載してください。

告示日から選挙期日前日までの日付

様式第2号（第3条関係）（その3）

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

上島町選挙管理委員会委員長 様

令和6年11月3日執行

上島町

選挙

候補者氏名

百貫 島子

1 契約年月日 令和 6年10月 6日

2 契約の相手方 住所（所在地） 愛媛県越智郡上島町岩城 9999

戸籍名。通称不可

ポスター掲示場数
(51) 以内

氏名

津波島印刷株式会社

契約書と同一の内容を記載すること

(名称及び代表者の氏名)

代表取締役 津波 次郎

3 確認申請枚数 51 枚 (◎の欄の枚数)

枚数は一致する

区 分	作 成 枚 数 (※1)	左のうち確認済又は 確認申請枚数 (※2)
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数 (b)	60 枚	◎ 51 枚
枚 数 計 (a) + (b)	60 枚	51 枚
備 考		

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとについて別々に候補者から上島町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- ※1の欄は、公費負担であると否とを問わず全ての作成枚数について、※2の欄は、そのうちの公費負担として確認され、又は確認申請した作成枚数について記載してください。

④確認書

(町選管 → 候補者 → 契約業者 → 町選管)

41 自動車燃料代確認書(様式第3号 その1)

42 ビラ作成枚数確認書(様式第3号 その2)

43 ポスター作成枚数確認書(様式第3号 その3)

確認申請を受けた後、これらの確認書は町選管から交付しますので、候補者は直ちに契約の相手方にこの確認書を渡してください。

候補者は作成する必要はありません。

確認番号第 号

自動車燃料代確認書

上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、下記の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

上島町選挙管理委員会
委員長

印

記

1 令和6年11月3日執行 上島町

選挙

2 候補者の氏名 百貫 島子

← 戸籍名。通称不可

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

愛媛12 あ3456

4 確認金額 ¥ 円

備考

- この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）と共にこの確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られます。
- この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、上島町に支払を請求することはできません。

確認番号第 号

ビラ作成枚数確認書

上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、下記のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

上島町選挙管理委員会
委員長

㊟

記

1 令和6年11月3日執行 上島町 選挙

2 候補者の氏名 百貫 島子

戸籍名。通称不可

3 確認枚数 1,600 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書と共にこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、上島町に支払を請求することはできません。

確認番号第 号

ポスター作成枚数確認書

上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

上島町選挙管理委員会
委員長

印

記

1 令和6年11月3日執行 上島町 選挙

2 候補者の氏名 百貫 島子

← 戸籍名。通称不可

3 確認枚数 51 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書と共にこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、上島町に支払を請求することはできません。

⑤証明書

(候補者 → 契約業者 → 町選管)

44 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)(様式第4号 その1)

45 選挙運動用自動車使用証明書(燃料)(様式第4号 その2)

46 選挙運動用自動車使用証明書(運転手)(様式第4号 その3)

47 ビラ作成証明書(様式第5号)

48 ポスター作成証明書(様式第6号)

- ・ 契約履行後に、候補者から契約業者等へ上記証明書を交付してください。
- ・ 候補者が契約業者等に交付した上記証明書は、契約業者等が上島町に対し、代金を請求する際に添付しなければなりません。

様式第4号（第5条関係）（その1）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

令和6年11月 3日執行 上島町

令和6年11月 7日
選挙

どちらかに「○」印

候補者氏名 百貫 島子

戸籍名。通称不可

運送等契約区分 該当するほうの番号に ○をしてください	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送契約 による場合 （ハイヤー方式）	2 左に掲げる場合 以外の場合 （個別方式）
運送事業者等の住所及び氏名 〔法人にあっては所在地、 名称及び代表者の氏名〕		
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額
愛媛12 あ3456	令和6年10月29日から 令和6年11月3日まで	円
契約書と同一の内容を記載すること	年 月 日から 年 月 日まで	円

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が上島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、上島町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 ----- 64,500 円
 - (1)以外の場合 ----- 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは、候補者の指定する一の契約のものについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定した1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動自動車については、上島町に支払を請求することはできません。

選挙期日の翌日以降の日付

様式第4号（第5条関係）（その2）
（個別方式のみ）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

令和6年11月 7日

次のとおり燃料を使用したことを証明します。

令和6年11月 3日執行 上島町

選挙

契約書と同一の内容を記載すること

候補者氏名 百貫 島子

戸籍名。通称不可

燃料供給業者の住所及び氏名 〔 法人にあっては、所在地、 名称及び代表者の氏名 〕		愛媛県越智郡上島町魚島三番耕地 9999 株式会社江ノ島石油 代表取締役 江ノ島 太郎		
燃料供給 年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自 動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額 (消費税を含 む)	備 考
R6年10月29日	愛媛12 あ3456	20 ℓ	3,400 円	1 L 当たり 170 円 税込み
R6年10月30日	愛媛12 あ3456	30 ℓ	5,100 円	
R6年10月31日	愛媛12 あ3456	30 ℓ	5,100 円	
R6年11月1日	愛媛12 あ3456	10 ℓ	1,700 円	
R6年11月2日	愛媛12 あ3456	60 ℓ	10,200 円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者からの給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、「請求書」の用紙と共に候補から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が上島町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は上島町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙期日の翌日以降の日付

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したことを証明します。

令和6年11月 7日

令和6年11月 3日執行 上島町

選挙

契約書と同一の内容を記載すること

候補者氏名 百貫 島子

戸籍名。通称不可

運 転 手	住 所	愛媛県越智郡上島町弓削佐島 9999	
	氏 名	三ツ小島 三郎	
雇 用 年 月 日		報 酬 の 額	備 考
令和6年10月29日		12,000円	
令和6年10月30日		12,000円	
令和6年10月31日		12,000円	
令和6年11月 1日		12,000円	
令和6年11月 2日		12,000円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が上島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、上島町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、上島町に支払を請求することはできません。

選挙期日の翌日以降の日付

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したことを証明します。

令和6年11月 7日

令和6年11月 3日執行 上島町 議会議員 選挙

候補者氏名 百貫 島子

戸籍名。通称不可

ビラ作成業者の住所及び氏名 (法人にあっては所在地、名称 及び代表者の氏名)	愛媛県越智郡上島町岩城 9999 津波島印刷株式会社 代表取締役 津波 次郎
作成枚数	2,000 枚
作成金額	15,000 円
備考	

契約書と同一の内容を記載すること

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が上島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は上島町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数
町長選挙 5,000枚
町議会議員選挙 1,600枚
 - 限度額
7円73銭（単価）×当該作成枚数＝限度額
- 上表の「作成金額」欄には、消費税を含んだ額を記載してください。

選挙期日の翌日以降の日付

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したことを証明します。

令和6年11月 7日

令和6年11月 3日執行 上島町

選挙

候補者氏名 百貫 島子

戸籍名。通称不可

ポスター作成業者の住所及び氏名 (法人にあっては所在地、名称 及び代表者の氏名)	愛媛県越智郡上島町岩城 9999 津波島印刷株式会社 代表取締役 津波 次郎
作成枚数	60 枚
作成金額	396,000 円
ポスター掲示場数	51 か所

契約書と同一の内容を記載すること

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が上島町に請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は上島町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数
ポスター掲示場数に相当する枚数
 - 限度額
$$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

＝単価…… 1円未満の端数は切上げ
- 上表の「作成金額」欄には、消費税を含んだ額を記載してください。

⑥請求書 ・ 請求内訳書

(契約業者等 → 上島町 (上島町選挙管理委員会))

- 49 請求書 (選挙運動用自動車の借入れ、燃料代、運転手の報酬) (様式第7号 その1)
- 50 請求内訳書 (自動車運送契約) (様式第7号 (別紙) その1)
- 51 請求内訳書 (自動車の借入れ) (様式第7号 (別紙) その2)
- 52 請求内訳書 (燃料代) (様式第7号 (別紙) その3)
- 53 請求内訳書 (運転手) (様式第7号 (別紙) その4)
- 54 請求書 (選挙運動用ビラの作成) (様式第7号 その2)
- 55 請求内訳書 (選挙運動用ビラの作成) (様式第7号 (別紙) その5)
- 56 請求書 (選挙運動用ポスターの作成) (様式第7号 その3)
- 57 請求内訳書 (選挙運動用ポスターの作成) (様式第7号 (別紙) その6)

請求書を提出する際は、候補者から交付される <u>確認書</u> (燃料代・ビラの作成・ポスターの作成のみ)、 <u>証明書</u> を添付しなければなりません。

選挙期日の翌日以降の日付

請 求 書

（選挙運動用自動車の借入れ、燃料代、運転手の報酬）

上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和6年11月 8日

上島町長 様

住 所 愛媛県越智郡上島町魚島三番耕地 9999

（法人にあっては所在地）

氏 名 株式会社江ノ島石油

（法人にあっては 代表取締役 江ノ島 太郎

名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ 0897 ） 98 - 7654

1 請求金額 ￥ 円

公費負担の限度額以下であること

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和6年11月 3日執行 上島町

選挙

4 候補者の氏名 百貫 島子

戸籍名。通称不可

5 振 込 先

金融機関名	江ノ島銀行	本・支店名	瓢箪島支店
口座種別	普通・当座	口座番号	9876543
フリガナ	エノシマ タロウ		
口座名義	江ノ島 太郎		

6 連絡先等

この請求書についての連絡先を御記入ください。

電話番号	0897（98）7654	事務担当者名	瓢箪島 冬子
------	--------------	--------	--------

備 考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）と共に選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、上島町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- この請求書と別紙請求内訳書は左側（長辺）をとじ合わせてください。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

告示日～選挙期日の前日までの
使用した日を記入

候補者氏名 百貫 島子

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額 (ア)又は(イ)のいずれ か少ない方の金額	備考
年 月 日	円 (×1台)	64,500円×1台 = 64,500円	円	
年 月 日	円 (×1台)	64,500円×1台 = 64,500円	円	
年 月 日	円 (×1台)	64,500円×1台 = 64,500円	円	
年 月 日	円 (×1台)	64,500円×1台 = 64,500円	円	
年 月 日	円 (×1台)	64,500円×1台 = 64,500円	円	
計			円	

備考

契約書と一致すること

請求書と一致すること

「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(個別方式のみ)

様式第7号(第6条関係)(別紙)その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 百貫 島子

告示日～選挙期日の前日までの
使用した日を記入

自 動 車 の 借 入 れ

使 用 年 月 日	借入れ金額 (ア)	基 準 限 度 額 (イ)	請 求 金 額 (ア)又は(イ)のいずれ か少ない方の金額	備 考
年 月 日	円 (×1台)	16,100円×1台 = 16,100円	円	
年 月 日	円 (×1台)	16,100円×1台 = 16,100円	円	
年 月 日	円 (×1台)	16,100円×1台 = 16,100円	円	
年 月 日	円 (×1台)	16,100円×1台 = 16,100円	円	
年 月 日	円 (×1台)	16,100円×1台 = 16,100円	円	
計			円	

備 考

契約書と一致すること

請求書と一致すること

「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(個別方式のみ)

様式第7号(第6条関係)(別紙)その3

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

告示日～選挙期日の前日までの
使用した日を記入

候補者氏名 百貫 島子

燃 料 代

販 売 年 月 日	販 売 金 額 (ア)	基準限度額 (イ)	請 求 金 額	備 考
R6 年 10 月 29 日	(170)円×(20)ℓ=3,400 円			
R6 年 10 月 30 日	(170)円×(30)ℓ=5,100 円			
R6 年 10 月 31 日	(170)円×(30)ℓ=5,100 円			
R6 年 11 月 1 日	(170)円×(10)ℓ=1,700 円			
R6 年 11 月 2 日	(170)円×(60)ℓ=10,200 円			
計 消費税額を含む	255,500 円	38,500 円	255,500 円	

備考

契約書と一致すること

請求書と一致すること

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」(計)欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記入してください。

(個別方式のみ)

様式第7号(第6条関係)(別紙)その4

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

告示日～選挙期日の前日までの
使用した日を記入

候補者氏名 百貫 島子

運 転 手 三ツ小島 三郎

雇 用 年 月 日	報 酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請 求 金 額 (ア)又は(イ)のいずれ か	備 考
令和6年10月29日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
令和6年10月30日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
令和6年10月31日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
令和6年11月 1日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
令和6年11月 2日	12,000 円	12,500 円	12,000 円	
計			60,000 円	

備考

契約書と一致すること

請求書と一致すること

- 1 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記入してください。

選挙期日の翌日以降の日付

請 求 書

（ビ ラ の 作 成）

上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和6年11月 8日

上島町長 様

住 所 愛媛県越智郡上島町岩城 9999

（法人にあっては所在地）

氏 名 津波島印刷株式会社

（法人にあっては 代表取締役 津波 次郎

名称及び代表者の氏名） ⑩

電話番号 （ 0897 ） 12 — 3456

1 請求金額 ￥ 12,000 円

公費負担の限度額以下であること

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 選挙名 令和6年11月 3日執行 上島町 議会議員 選挙

4 候補者の氏名 百貫 島子

戸籍名。通称不可

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	津波島信用金庫	本・支店名	津波島支店
口座種別	普通・当座	口座番号	1234567
フリガナ	ツバ ジロウ		
口座名義	津波 次郎		

6 連絡先等

この請求書についての連絡先を御記入ください。

電話番号	0897（12）3456	事務担当者名	鶴島 秋夫
------	--------------	--------	-------

備考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書と共に選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、上島町に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したビラの見本1枚を（2種類の場合には各1枚）を添付してください。
- この請求書と別紙請求内訳書は左側（長辺）をとじ合わせてください。

請 求 内 訳 書

候補者氏名 百貫 島子

戸籍名。通称不可

ビ ラ の 作 成

作成金額			基準限度額			請求金額			備 考
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
(A)	(B)	(A) × (B) =(C)	(D)	(E)	(D) × (E) =(F)	(G)	(H)	(G) × (H) =(I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
7円50 銭	2,000	15,000	7円73 銭	1,600	12,368	7円50 銭	1,600	12,000	

様式第3号（その2）の「3 確認枚数」と同じ
（町長：5,000枚、町議1,600枚以内）

請求書と一致すること

備考

- 1 (D)欄には、7円73銭を記載してあります。
- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄を比較して少ない方の金額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄を比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 「単価」及び「金額」欄には、消費税を含んだ金額を記載してください。

請 求 書

（ポ ス タ ー の 作 成）

選挙期日の翌日以降の日

上島町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和6年11月 8日

上島町長 様

住 所 愛媛県越智郡上島町岩城 9999

（法人にあっては所在地）

氏 名 津波島印刷株式会社

（法人にあっては 代表取締役 津波 次郎

名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ 0 8 9 7 ） 1 2 - 3 4 5 6

1 請求金額 ￥ 3 3 6 , 6 0 0 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

公費負担の限度額以下であること

3 選 挙 名 令和6年11月 3日執行 上島町

選挙

4 候補者の氏名 百貫 島子

戸籍名。通称不可

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名	津波島信用金庫	本 ・ 支 店 名	津波島支店
口 座 種 別	普通 ・ 当座	口 座 番 号	1234567
フ リ ガ ナ	ツバ ジロウ		
口 座 名 義	津波 次郎		

6 連絡先等

この請求書についての連絡先を御記入ください。

電話番号

0897 （ 12 ） 3456

事務担当者名

鶴島 秋夫

備 考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書と共に選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、上島町に支払を請求することはできません。
- この請求書と別紙請求内訳書は左側（長辺）をとり合わせてください。

請 求 内 訳 書

候補者氏名 百貫 島子 ← 戸籍名。通称不可

ポスターの作成

ポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
か所 5 1	円 6, 600	枚 6 0	円 396, 000	円 6, 743	枚 5 1	円 343, 893	円 6, 600	枚 5 1	円 336, 600	

備考

様式第 3 号（その 3）の「3 確認枚数」と同じ
（ポスター掲示場設置数：51 枚以内）請求書と一致すること

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記入してあります。
- (D) 欄には、次より算出した額を記載してあります。

$$\underline{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316, 250 \text{ 円}}$$

ポスター掲示場数

※ 1 円未満の端数は切上げ

- (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してあります。
- (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄を比較して少ない方の金額を記載してください。
- (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄を比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 「単価」及び「金額」欄には、消費税を含んだ金額を記載してください。